大阪市長様

住所:			
氏名:			

誓約 書

私は、「大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて」を熟読の上、以下の 事項について、相違ないこと及び厳守することを誓約します。

- 1. 入居しようとする者全員について、市営住宅に係る未納の家賃若しくは駐車場使用料又は市営住宅若しくは共同施設に係る損害賠償金がなく、かつ、大阪市からの明渡請求(家賃滞納等を除く。)により市営住宅を明渡した日の翌日から起算して5年間を経過していない者はおりません。
- 2. 大阪市営住宅の入居契約に際し、入居しようとする者全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団員に該当するか否かについて、必要がある場合、市が警察に対して照会することを同意いたします。もし、入居後に暴力団員であることが判明した場合、若しくは入居後に暴力団員となったことが判明した場合、又はその他契約内容に違反し大阪市及び第三者に損害を与えた場合は、市営住宅を直ちに退去いたします。
- 3. 使用承認を受けた後は、入居しようとする者全員が当該使用承認を受けた市営住宅に速やかに生活の本拠を移すとともに、住民票を当該市営住宅に異動いたします。
- 4. 住宅内、共同施設及び住宅敷地内での日常生活において大阪市営住宅条例を遵守し下記に定める行為を行いません。
 - (1) 犬、猫等動物(迷惑な鳴き声を発するもの、他人に危害や迷惑をかけやすいもの等)の 飼育行為
 - (2) 楽器やカラオケの演奏、大声、床又は壁等を叩く又は蹴ること等により、連続して又は 断続的に騒音又は振動を起こす行為
 - (3) 生ごみ等不衛生な物を放置する行為
 - (4) 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置する行為
 - (5) 他の入居者に対して行う恫喝、脅迫、暴力等の行為
 - (6) 建物等の損壊、焼損又は水漏れ等を引き起こす行為
 - (7) 共益費負担の不履行により、他の入居者に余分な負担を余儀なくさせるなど、共益費負担の秩序を乱す行為
 - (8) その他市営住宅内の共同生活の維持を阻害する行為
- 5. 市営住宅を返還する際は建物・設備等の自然的な劣化や通常の使用により生じる損耗等(畳・ふすま・クロス等の日焼けやキズ・汚損など)を含めて原状回復を行います(応能応益家賃制度等の対象とならない住宅に入居する場合は除く。)。原状回復が不完全な場合は、原状回復に要する費用が敷金から控除されることに同意いたします。

大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて

○入居資格について

市営住宅管理の適正化を図るため、申込者本人又は同居しようとする者が、市営住宅の未納の 家賃等がある場合及び本市からの明渡請求(家賃滞納等を原因とする場合を除く。)により退去 し、退去した日の翌日から起算して5年を経過していない場合については、入居決定をしないこ ととしております。

○暴力団員排除について

本市では、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、市営住宅入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、申込者本人又は同居しようとする者が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ)である場合も、入居決定をしないこととしております。そのため、市営住宅の入居申込みをされる方には、住民票や課税証明書等申込資格を確認するための証明書に加え、申込者本人及び同居しようとする者が大阪市営住宅条例を遵守すること、及び暴力団員でないことの誓約書を提出していただいております。(暴力団員に該当するか否かについて警察に照会いたします。)

○不正使用について

市営住宅の不正使用を未然に防ぐ観点から、市営住宅の使用承認を受けた後は、申込者本人及び同居しようとする者が当該使用承認を受けた市営住宅に速やかに生活の本拠を移すとともに、住民票を当該市営住宅に異動することを誓約していただくこととしています。

○迷惑行為について

近年、市営住宅内において迷惑行為が頻発しているため、迷惑行為への対応措置を規定した「大阪市営住宅迷惑行為措置要綱」を制定し、市営住宅の適正な入居管理を図り、入居者の平穏な居住生活を守ることを住宅管理者としてサポートしていくこととしており、入居者の方には迷惑行為をしないことを誓約していただいております。

○退去時の原状回復について

退去時には、「大阪市営住宅返還実施要綱」に基づき、自ら設置した家財等の動産をすべて撤去のうえ、入居中の故意又は過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗又は毀損した部分を復旧する必要があります。また、いわゆる固定家賃ではない、応能応益家賃制度等の対象となる住宅(収入申告書もしくは家賃減額申請書の提出により収入に応じて毎年家賃が計算される住宅)については、建物・設備等の自然的な劣化や損耗等(畳・ふすま・クロスの日焼けなど)や通常の使用により生じる損耗等(畳の擦り切れなど)についても復旧する必要があります。

市営住宅の入居申込みをされる方には、上記の内容について誓約書を提出していただくこととしております。

誓約書については、趣旨をご理解いただき、住所・氏名を記載のうえ、ご提出ください。

丰 留 温

৽ 浙 14 箈 ||

丰 田 温

糠 在

フリカ・ナ

夲

日生 皿 中 昭・平 街

田

 $\widehat{\mathbb{H}}$

空

 $\widehat{\mathbb{E}}$

賞与

 $\widehat{\mathbb{H}}$

事

 $\widehat{\mathbb{H}}$

基本給

支払年月

年

簅

雷

赵

X

皿

爭

皿

爭

Щ

詽

皿

并

Щ

#

Щ

詽

Щ

并

皿

詽

Щ

#

町

詽

町

井

丰

篮

田田

故

X

1

箈

 \parallel

0

上記の者は、令和 年 月 日付で採用し、現に当方に在職すること及び右のとおり、給与を支払ったことを証明する。

町 种 合和

Ш

勤務先所在地

谷 米 赘 勤

勤務先電話番号

谷 艸 表 *

平均月収 ※交通費は含まれません。 空

O勤務先において証明書を作成してもらってください。

○令和6年1月2日以降に就職された方は、この証明書も必要です。 ○直近月(令和7年8月)までの支払明細をご記入ください。(ただし12か月以内) なお、採用月が月の途中等、その月の収入が1か月に満たない時は、翌月から記入してください。 ○転職された方は、この証明書とともに前勤務先の退職証明書(前勤務先の証明があるもの)も必要です。

※なお、記載内容の確認をさせていただく場合がありますので、勤務先の電話番号も必ず記入して下さい。

事業所得の収支明細書

名	称						営業内	勺容						
所不	生地					(Tel	_)	開業年月	月日	令和	年	月	日
年	•	月	総	& 収	入 金	額	ي	必 要	経 費			所 得	・額	
	•		_			円				円				円
	•		_			円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	•					円				円				円
	合計					円				円				円
		氏	:名		続柄	番号	特別控	除該当内	內容					
所得税法				Ī	事業主 本 人 司一生計 配偶者		者又は ³ 2.扶養 ³ 3.障がv 4.特別 ⁶ 5.寡婦	老人扶養 現族(16歳 い者 章がい者	歳以上23歳ラ		申告する)金額は る金額と おいたし	目違ない	
(法上の控除	扶養親族			<u> </u>			6.ひとり 上記には 左の控修 枠に記え	あてはま 涂欄右端	る数字を 尚の番号 ださい。			口 年		H

退職証明書

氏	名				
勤務先	名				
退職年月	日	年	月		日
上記のとお	らり相違ないことを	証明します	o		
		令和	年	月	日
所 在	地				
電話番	号				
名	称				
代表者	首名				

○退職した勤務先において証明書を作成してもらってください。

婚約証明書

申込者名	 		 			
生年月日	 	年	月		日	
申込者住所	 		 			
婚約者名	 		 			
生年月日	 	年	 月		日	
婚約者住所	 		 			
上記の両名は、 令和 年						^
			令和	年	月	日
証人の住所	 					
氏 名						

大阪市長 あて

障がい者手帳交付状況に関する 本市保有情報の確認に係る同意書

大阪市営住宅への入居の申込みに係る審査にあたり、下記障がい者手帳の 交付に関する情報を本市が保有する公簿により確認することに同意します。

但し、手帳再認定などの手続きのため確認ができない場合は、原本確認が 必要となることを承知します。

令和 年 月 日

手帳の種類 (いずれかーつを〇で囲む)		P障がい者 塩福祉手帳 療育手帳	
交付番号	第	号	
氏 名			
生年月日	年	月 日	
住 所 地 (居住区)	大阪市	区	

単身者入居に関する自活状況申立書

令和 年 月 日

大 阪 市 長 様

住所			
氏名			
電話番号	()	

下記申し立てのとおり相違ありません。

また、単身入居の入居者資格の認定及び市営住宅の管理に際し、本申立書及び面接等の調査で知った事項について、必要のある場合は、大阪市福祉局、各住宅管理センター、時間外緊急連絡センター等に情報を提供すること、また、障がいの状況等について、関係機関より情報提供を受けることに同意します。

1. 現在の生活環境

① 現在のおすまいは	住宅 施設・病院 その他 ()
② 住んでいる住宅の階層は	1階 2階 3階以上
③ 同居している人は	いないしいる
④ 施設・病院等(におすまいの方のみ)の名称は	
⑤ 施設・病院等(におすまいの方のみ)の種類は	特別養護 老人ホーム 障護施設 病院・ 診療所 その他 ()
⑥ 市営住宅への入居希望理由は	家賃 親戚が が安い 近い 立退き 医間住宅 を断られた その他 ()

2. 現在の生活状況

① 心身の障がいの状態について	ない ある 身体障がい ()級程度	
	精神障がい ()級程度	
	知的障がい ()程度	
② 補装具を使用していますか	使用して 使用していれば 車いす その他 (いない いる その装具は)
③ 薬をのんでいますか	のんでいない のんでいる	
④ 薬をのむ回数は	毎日(回) その他 ()
⑤ 通院・通所していますか	通っている 通っていない	
⑥ 通院・通所先は		
⑦ 通院・通所の回数は	毎日 週(回)月(回)その他()

※ うら面も必ずご記入ください。

(8) 介護(介助·支持 	爰)を受けていますか	受けていない。受けている				
⑨ 介護(介助·支持	 援)先は					
⑩ 介護(介助・支持	援)の回数は	常時 毎日(回) 週(回) 月(回)				
① 毎日の身の廻りのこ	とについてどうしていますか	自分でしている 同居人にしてもらっている にもらってい してもらっている				
① 買物等外出する月	用事はどうしていますか	自分でしている 同居人にして それ以外の者に してもらっている				
⑬ 持病はあります	⁻ か	ない	ある			
① 急に持病が出たと	きは誰が対応してますか	自分で何と 同居人にして それ以外の者に してもらっている してもらっている ()				
⑤ 急に持病が出た。	ときはどうしていますか	安静に 薬を 助け 何もしない その他 ()				
 3. 市営住宅に入原	マレナ 担合の出籍性	·				
o. III A L T I C//	古しに場合の生冶仏》	兀				
区	古した場合の生活状況 分	必要	不必要	援助頻度・援助団体(者)名 (※未定の場合は「未定」とご記入ください。)		
区	分		不必要			
区 住居の出入に	労援助は必要ですか		不必要			
区 ① 住居の出入に ② トイレに援助は	分 援助は必要ですか 必要ですか		不必要			
区 ① 住居の出入に ② トイレに援助は ③ 食事に援助は	分 援助は必要ですか 必要ですか 必要ですか		不必要			
区 ① 住居の出入に打る では、 ② トイレに援助は でいる。 ③ 食事に援助は でで、 ④ お風呂に援助に	分 援助は必要ですか 必要ですか 必要ですか よ必要ですか		不必要			
区 ① 住居の出入に打りた。 ② トイレに援助は ③ 食事に援助は ④ お風呂に援助に ⑤ 家事に援助は	分 援助は必要ですか 必要ですか 必要ですか よ必要ですか 必要ですか		不必要			
区 ① 住居の出入に持いは② トイレに援助は③ 食事に援助は必 ④ お風呂に援助は⑤ 家事に援助は必 ⑥ 見守りは必要で ⑦ 相談は必要です	分 援助は必要ですか 必要ですか 必要ですか よ必要ですか 必要ですか ごすか		不必要			
区 ① 住居の出入に対 ② トイレに援助は ③ 食事に援助は ④ お風呂に援助は ⑤ 家事に援助は ⑤ 見守りは必要で ⑦ 相談は必要です 4. その他	分 援助は必要ですか 必要ですか と要ですか さ必要ですか ですか さすか	必要 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				